

# ご寄附をお考えの皆様へ

埼玉医科大学国際医療センター 病院長 佐伯 俊昭

## 寄附の趣旨



埼玉医科大学国際医療センターは、「限りなき愛」を基本理念に、がん、心臓病に対する高度専門医療に特化し、かつ脳卒中を含む高度の救命救急医療を提供することを使命としております。

皆様の厚いご支援のお陰をもちまして、当センターで扱う疾患数、手術数の多くが国内のトップクラスになりました。

今後も教育・研究・医療環境を整備拡充し、当センターの独自性と発展性を高めてまいります。同時に地域医療と福祉医療に貢献し、日本、世界をリードする新しい医療を拓いていくために、皆様からのご支援を励みとして、努力する所存です。

ご理解とご協力に深く感謝するとともに、今後も変わらぬお力添えをお願い申し上げます。

## ご寄附の種類

ご寄附いただいた資金は、次の事業に使わせていただきます。また資金の用途についてご希望があれば、お申し出ください。

### ● 教育・研究活動の資金

世界最高水準の医療を実現し地域医療に貢献していくため、「がん」、「心臓病」「脳卒中」の3分野の研究基金を設立し、臨床研究に力をいれております。

#### がん研究基金

包括的がんセンターでは、悪性腫瘍の診断・治療法開発ならびに病態の解明を目的に臨床研究や基礎的な研究を行っております。

#### 心臓病研究基金

心臓病センターでは、あらゆる循環器疾患の急性期から慢性期までの診療を行い、一人ひとりに最適な治療を提供するべく治療成績の向上を目的とした研究を行っております。

#### 脳卒中研究基金

脳卒中センターでは、脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血など）、神経救急領域の診療の発展に貢献すべく、各種臨床研究、病態解析、治療法開発、患者サービスの向上・改善を目的とした研究をおこなっております。

## ● 医療環境の充実

ラーニングセンター(患者図書館)、小児の図書の充実、災害派遣チーム(DMAT)の活動、患者様ご家族への教育や支援、治療環境の充実に利用させていただきます。

## ご寄附のお申し込みについて

ご寄附のお申し込み、ご不明な点については、下記の窓口にお声がけください。

寄附金担当者が伺います。

国際医療センター総合コンシェルジュ

寄附金担当者連絡先 総務課経理担当

電話 042-984-0105

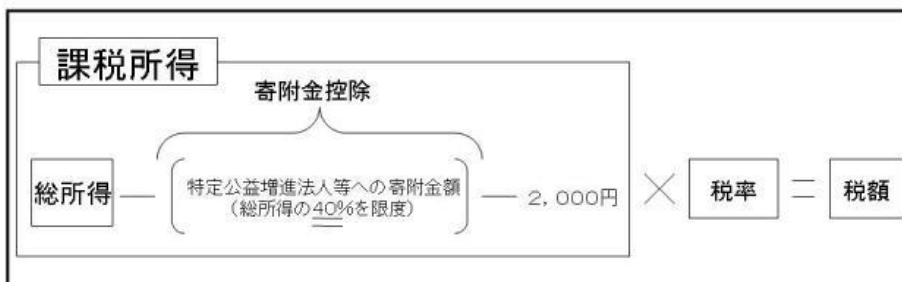
## 税の優遇措置について

本学は、公益の増進に著しく寄与する特定の法人として\*<sup>1</sup>特定公益増進法人に指定されております。本学への寄附は特定寄附金となり、次の\*<sup>2</sup>税制上の優遇措置を受けることができます。

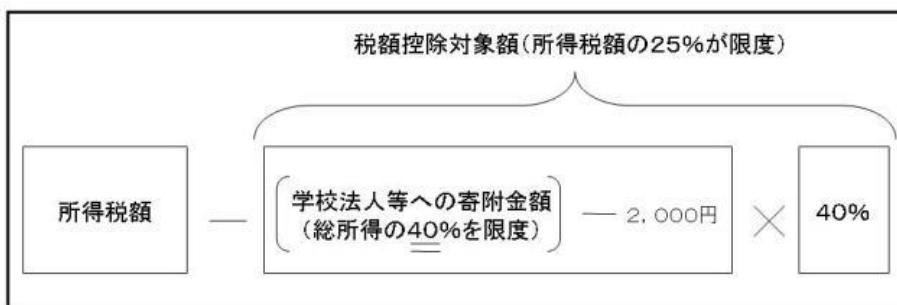
### 個人の場合

個人が行った寄附については、

- ①一定額を所得税の課税所得から控除することができる所得控除制度



- ②所得税額から総所得金額の40%(所得税額の25%を限度)を控除できる税額控除制度があり、有利な方法を選択することが可能です。



※ 学校の入学に関してするもの、寄附をした人に特別の利益が及ぶと認められるものなどは、特定寄附金に該当しませんのでご注意ください。

※ 埼玉県内にお住まいの方は、個人県民税の税額控除が受けることができます。

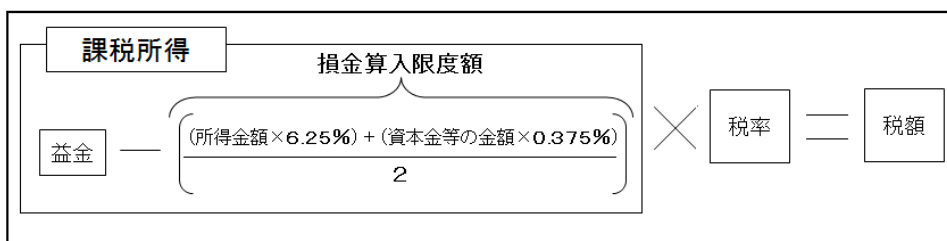
詳細は埼玉県ホームページ「寄附税制について」をご覧ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kifukinzeisei/>

## 法人の場合

### ① 特定公益法人に対する寄附金

法人が行った寄附については、一般の寄附金の損金算入限度額(※)と別枠で損金算入することができます。



(※) 一般の寄附金に係る損金算入限度額

$$\frac{(\text{所得金額} \times 2.5\%) + (\text{資本金等の金額} \times 0.25\%)}{4}$$

4

### ② 受配者指定寄附金

日本私立学校振興・共済事業団を通じて、法人が指定した学校法人に、寄附をしていただく制度です。寄附金全額が寄附した事業年度の損金に算入することができます。

優遇措置を受けるには日本私立学校振興・共済事業団が発行した「寄附金受領書」が必要ですので、本学を經由し、お送りします。

※1 文部科学省 特定公益増進法人制度について

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shinkou/07021403/003/003.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/003/003.htm)

※2 文部科学省 寄附関係の税制について

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kaikei/zeisei/06051001.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/06051001.htm)

国税庁 タックスアンサー 一定の寄附金を支払ったとき(寄附金控除)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1150.htm>

# 寄 附 金 申 込 書

令和 年 月 日

学校法人 埼玉医科大学  
理事長 丸木 清之 殿

寄附申込者  
住 所

会 社 名

代 表 者 印  
(又は個人名)

所得税法施行令第217条第1項第4号及び法人税法施行令第77条第1項第4号に掲げる特定公益増進法人に、下記の通り寄附を申し込みます。

## 記

寄 附 金 の 額 金 \_\_\_\_\_ 円

寄附金の払込期日 令和 年 月 日

寄 附 金 の 使 途 学校法人 埼玉医科大学における教育研究費及び  
それに関する設備備品の購入に充当  
( )

注1) 法人の場合は、「寄附金」勘定で支払うことを確認の上、お申し込みの程  
お願い申し上げます。

\* 大学使用欄

受付No.	課長	係